

I 法人の目的

この社会福祉法人ひいらぎ会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行います。

第1種社会福祉事業

イ) 障害者支援施設の経営

第2種社会福祉事業

イ) 障害福祉サービス事業の経営
ロ) 特定相談支援事業の経営
ハ) 障害児相談支援事業の経営
ニ) 障害児通所支援事業の経営

公益事業

イ) 日中一時支援事業
ロ) 障害者相談支援事業
ハ) 地域活動支援センター

II 法人の理念

～ 一人ひとりの尊厳と心豊かな暮らしに寄り添う ～

- ・本人主体のその人にふさわしい方法で心豊かな生活を営むことができるよう支援します。
- ・人権と意志を尊重し、一人ひとりの能力や障害特性に応じた専門性の高い支援を行います。
- ・この地域に根ざした総合的な福祉サービスを提供します。

III 法人の基本方針

社会福祉法人に義務化又は期待されている取組みに率先して応えていける法人組織と事業運営に取り組んでまいります。また人口減少や少子高齢化、自然災害や感染症の発生、加えてウクライナ侵攻など覇権主義による紛争及び石油依存脱却からの社会の変化など一層難しい運営が予想されます。こうした厳しい時代背景の中にあって当法人は、これからも地域ニーズにあった福祉サービスの提供を継続しながら地域や社会に貢献できる社会福祉法人を目指します。

IV 運営の基本方針

1. 《基本的人権の尊重》

一人ひとりかけがえのない存在として人格・人権及び希望を尊重し、人間としての尊厳や利益が損なわれないようします。

2. 《よろこびある生活》

利用者の人格や行動を情緒豊かな個性と受け止め、共に向上することで生き甲斐や楽しみを持てる生活が送れるよう支援します。

3. 《家族と共に》 家族との綿密な連携で利用者の人格形成に努めます。

4. 《地域と共に》

地域関係機関及び地域住民との連携により、地域福祉啓発活動を積極的に推進するほか、利用者が地域において安心して生活できるように、地域福祉の充実発展に貢献します。

5. 《支援・援助技能の充実》

専門職員の役割を自覚し、絶えず研鑽と創意工夫を重ね、各種のニーズや要望に対応できる支援・援助技能の向上に努めます。

6. 《サービスの充実》

利用者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスを基本として、利用者の選択に十分応えることができるようサービスの充実を図ります。

7. 《安全の追求》

設備面や仕組みを充実して安全で安心できるサービスの提供に日々努めます。

8. 《社会への貢献》

法人として、福祉サービス事業者として社会的義務を果たし、地域貢献活動に力を注ぎます。

V 重点目標

1. 人材の確保と育成

日本人新卒者及び中途の方の採用に加え、外国人材への求人活動を展開し、多様な担い手による組織作りに努め、法人や社会に貢献できる人材の育成から明るい将来を皆さんに提供します。

2. 働き方改革と人事制度の充実

職員が誇りとやりがいを持ち、安心して気持ちよく働ける職場環境作りと働き甲斐のある人事制度を時代に即した形で構築する様に努めます。

3. 防災及び住環境整備の改善

利用者の高齢重度化を考慮し、利用者一人ひとりが安心して生活を送るための防災・住環境整備を継続的に行います。

4. 感染症を蔓延させない活動の推進

コロナやインフルエンザなどの感染症クラスター発生ゼロを目指します。

5. 法人及び事業の持続性の確保

中長期目標を掲げ、将来の展望を描きます。また地域貢献、環境保全を含むSDG'sや国が進める社福法人連携推進法人制度など社会が法人に求めるものを研究し対応していきます。

VI 事業計画

1-1 福祉関係学生の実習受け入れ、且つ就職面談会への積極的な参加から新卒日本人の採用及び外国人材の採用を積極的に進め、核となる担い手の育成に努めます。

-2 ICT化を促進し、全職員参加型の自己啓発及び研修・評価システムを導入して、組織力の向上を図ります。

2-1 業務委託先と連携しメンタルヘルス向上委員会にて、安心して気持ちよく働ける職場環境作りの実現に向けて活動を行います。

-2 有休取得率65%以上、変則勤務の職員の計画3連休取得100%を推進します。

-3 人事評価システムや利用者との緊急連絡網、業務改善にICTの活用を推進します。

-4 研修や情報共有にICTの活用を行います。

3-1 業務継続計画策定から運用見直しを進め、有事の際に十分な活用が図れるものを目指します。

-2 災害に備え非常用物資確保、非常用設備の点検運用を徹底します。

-3 福祉避難所としての機能点検と地域住民参加型災害訓練を実施します。

4-1 コロナ禍3年間の経験や活動を生かしてインフルやコロナ感染防止対策を継続徹底します。

-2 利用者健康管理のレベルアップやがん検診などの受診率向上を推進します。

5-1 変化する状況に応じた中長期計画の見直しを行います。

-2 法人強化の為に連携や経費削減を行い、将来に向けて経営基盤の強化を図ります。

-3 国が求める義務の具体化を進め、法人の仕組みやマニュアルの整備を行います。

VII 組織

社会福祉法人ひいらぎ会

| | | | |
|----------------|--------------|--------------------|---------|
| 理事会 6名 | | 評議員会 7名 | 監事 2名 |
| 委員会 | 虐待防止委員会 | | 給食委員会 |
| | 身体拘束の廃止委員会 | | 保健衛生委員会 |
| | メンタルヘルス向上委員会 | | 安全委員会 |
| 宮之城ふくし園 | | 施設長 | 城森 由起子 |
| | | サービス区分：施設入所支援サービス | |
| | | サービス区分：生活介護サービス | |
| | | サービス区分：短期入所サービス | |
| 支援センター さつま | | 管理者 | 城森 直人 |
| | | サービス区分：就労継続B型サービス | |
| コミュニティサポートひいらぎ | | 所長 | 久保 秀和 |
| | | サービス区分：共同生活援助サービス | |
| | | サービス区分：児・者相談支援サービス | |
| | | サービス区分：放課後等デイサービス | |
| 工房 たけん子 | | 代表 | 上原 美恵子 |
| | | 地域活動支援センター | |

| | 法人 | 宮之城ふくし園 | センターさつま | コミュニティサポートひいらぎ |
|-----|--------------------------------------|--|-------------------|-----------------------------|
| 毎月 | 運営会議(毎月末日) 職員会議 職員研修 | 給食・保健衛生会議 ケース・担当者会議 安全会議 個別面談 | 担当者会議 個別面談 | 担当者会議・世話人会議 安全会議 個別面談 |
| 隔月 | メンタルヘルス向上委員会(奇数月) 身体的負担軽減委員会(奇数月) | チーフ会議(偶数月) | 給食・保健衛生会議 安全会議 | |
| 4月 | 辞令交付式 | | | |
| 5月 | 監事監査 虐待防止・身体拘束廃止委員会 | | | |
| 6月 | 理事会 評議員会 理事会(新) | | | |
| 7月 | | | | |
| 8月 | 虐待防止・身体拘束廃止委員会 | | | |
| 9月 | | | | |
| 10月 | 内部監査 | | | |
| 11月 | 虐待防止・身体拘束廃止委員会 | | | |
| 12月 | 理事会 | 保護者連絡会 | 保護者連絡会 | 保護者連絡会(ホーム入居者) |
| 1月 | | | | |
| 2月 | 虐待防止・身体拘束廃止委員会 | | | |
| 3月 | 理事会 | | | 保護者連絡会(みらくる) |

IX 行事等

| 毎月の定例行事 | 特別行事 | 外部主催の参加行事 |
|---|---|---|
| (民生員ボランティア受入れ) 地域清掃ボランティア 誕生会・茶話会 | 5月：体験学習旅行 7月：七夕 8月：法人夏祭り 10月：体験学習旅行 11月：法人秋祭り 12月：法人クリスマス会 | 1月：年始式 2月：節分 3月：ひな祭り交流会 3月：花見 |
| | | 4月：施設親善球技大会参加 (5月：県障害者スポーツ大会参加) 8月：さつま町夏祭り (9月：職員親善ソフトボール) |

X 保健衛生・防災訓練等

| | 法人 | 宮之城ふくし園 | 支援センターさつま | コミュニティサポートひいらぎ |
|-----|------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 毎月 | | 調理従事者検便 食事介助者検便 | | |
| 4月 | | 歯科検診 | 歯科検診 | |
| 5月 | | 風水害防災訓練 | 風水害防災訓練 | 風水害防災訓練 |
| 6月 | | | | |
| 7月 | | 夜間防災訓練 | | 夜間防災訓練(ホーム) |
| 8月 | | | | |
| 9月 | | 防災訓練 | 防災訓練 | |
| 10月 | | 職員・利用者定期検診 | 職員定期検診 特定利用者定期検診 | 職員定期検診 |
| 11月 | | 防災訓練 レジオネラ属菌検査 | 防災訓練 | 防災訓練(合同) |
| 12月 | | | | |
| 1月 | 調理師業務従事者届出 | 不審者対応訓練 | 不審者対応訓練 | 不審者対応訓練 |
| 2月 | | 調理従事者ノロ検査 | | |
| 3月 | | 心肺蘇生講習会 夜勤職員定期検診 | 心肺蘇生講習会 | 心肺蘇生講習会 夜勤職員定期検診 |

宮之城ふくし園 令和5年度事業計画

I 事業内容

事業名:指定障害者支援施設

- 1.施設入所サービス定員40名
- 2.生活介護サービス定員48名
- 3.短期入所サービス 併設短期入所定員2名と空所型短期入所
- 4.日中一時サービス(さつま町・薩摩川内市・出水市・阿久根市との市町村事業契約)

II 支援の基本方針

1. 利用者がその人らしく生活できる様、清潔で明るい環境のもと日々の生活を営んで頂けるよう努めます
2. 利用者の人権尊重や安全面での対応を最優先し、安心安全で満足感に満ちた生活を目指します。
3. 全ての支援は個別支援プログラムに基づき、日常生活や生産活動などを通じて、適切な生活習慣の確立や社会生活への適応力が高められるように努めます。また、利用者の意思決定を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行います。

III 重点目標

1. 人権擁護の意識を高め、利用者の権利擁護や虐待防止の徹底に努めます。
2. 利用者の特性を理解し適切なサービス提供の為、強度行動障害支援者研修を活用し、利用者の特性の理解と環境整備などの充実を図り、看護師・栄養士と連携した健康管理、多様な障がいに対応できる専門的知識の習得など、職員のスキルアップを図る取り組みを積極的に行います。
3. 重度高齢化で介助を要する利用者の増加に伴い、職員のメンタルケアと身体負担軽減を徹底して進めます。
4. 利用者の重度高齢化及び感染症拡大防止対策に伴い、精神的不安や運動不足などから来る体力低下防止の為の健康管理を強化します。

IV 事業計画

1. 質の高いサービスの提供及び権利擁護や虐待防止の徹底に向けた取り組みを行います。
意思決定支援や社会活動支援の充実及び職員の育成
健康管理や維持の為の各種検診の受診促進並びに衛生促進
虐待防止や身体拘束廃止などの検討事例の周知徹底と情報の共有
面談による個別の評価チェックと研修の継続
2. 支援スキル等の充実と環境整備及び重度高齢化対策に努めます。
支援員の介護技術のスキルアップの為の研修の充実
個別支援計画に基づいた機能訓練等の継続と医療との連携
トイレのバリアフリー化及び寒さ対策
重度高齢者の日中活動場所のユニット化
3. 働きやすい職場及び働き続けられる職場環境の充実を図ります。
情報共有の徹底、資格取得支援の継続
心身の健康と働きやすく楽しい職場の実現
人材の悩みに寄り添う相談支援機能の強化
4. コロナやインフルエンザなどの感染症対策を徹底します。
日々の健康管理及び園舎内の消毒や換気の継続
業務継続計画に沿った訓練、見直しの実施、及び有事に備え保存食や衛生用品の備蓄
食事や運動などを通して体力維持や免疫力の増進
重度利用者の静養室を兼ねた短期入所のベッド設置
5. 非常災害対策の強化に努めます。
非常食対応も含めた訓練の実施及び地域住民との連携を図った災害訓練の実施

支援センターさつま 令和5年度事業計画

I 事業内容

事業名：

1. 指定障害福祉サービス事業：就労継続支援 B 型サービス定員24名
2. さつま町の委託事業：日中一時支援

II 支援の基本方針

自立した社会生活を営む事が出来るよう就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会を通じて、社会性や就労に必要な知識、能力の向上の為、必要な訓練を行います。また、利用者の意思、人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

日中一時支援を始めとする町の委託事業などを行い、就労を基本とした働くことの喜びや生産に貢献した達成感を味わう場を提供して多様化するニーズに応えます。

III 重点目標

1. 働くことの対価としての工賃の向上に努め、コロナ発生以前の実績 14,372 円を上回る様、生産性の改善や新しい作業種目の導入に積極的に取り組みます。
2. 3 年間のコロナ対策としての巣籠から解放された地域活動の推進及び衰えた体力の向上を目指し、利用者の人権や安全面を確保しながら、楽しく安心して利用できる事業所を目指します。
3. 個別支援プログラムの充実と質の高いサービスに努めます。
4. グループホームのバックアップ施設としての登録や生活介護事業の開始、他法人事業との連携を模索して単独運営できる拠点作りを推進します。

IV 事業計画

【就労継続支援B型事業】

1. 工賃向上を主体として事業安定性の確保を進め、工賃月額 16,000 円・人を達成目標とします。
 - ・目標工賃達成指導員の配置と5年計画の作成
 - ・さつまふるくしまルシェでの継続販売と販売品の数や種類の充実を図ります。(総菜などへの挑戦)
 - ・法人内で清掃や洗濯などの業務を受託して採算性改善を行う。
 - ・部品組立事業を中心とした生産性の向上をはかります。
 - ・天候に影響受けない屋外作業場をつくります。
2. コロナ感染症以前の地域活動や行事を行い、地域交流や社会活動の推進を行います。
 - ・民生委員との定期交流、作業ボランティアの受入れを再開します。
 - ・土曜稼働日は地域交流や社会生活体験を中心として活動します。
 - ・休憩時の運動や体力増進を日々の活動として取り入れます。
3. 虐待防止や身体拘束等廃止委員会の仕組みや活動を充実し人権や安全の確保に努めます。
 - ・人権チェックシートに基づく自己評価や面談による研修・育成の仕組み導入します。
 - ・ICT化による研修や情報共有ツールを取り入れてますので、その活用を拡大できるようにします。
 - ・この3年で培ったコロナ対策を徹底します。(毎日の消毒・換気の継続、備品の備蓄、日々の検温管理)
4. 中長期目標の見直し及び計画の実行を行います。
 - ・ホーム入居者全員がセンターを利用していますので、ホームのバックアップ施設として連携する。
 - ・通所生活介護事業の実施に向けて青写真を描き活動する。
 - ・地域活動支援センターたけん子との一体化(従たる事業所への位置付け)

コミュニティサポートひいらぎ 令和5年度事業計画

I 事業内容

1. 事業名：共同生活支援事業所さつま 包括型共同生活援助サービス 定員10名
住居：あっとホームかがやき1 定員5名 あっとホームかがやき2 定員5名
2. 事業名：相談支援事業所さつま
①障害者相談支援 ②計画相談支援 ③障害児計画相談支援 ④さつま町基本相談支援事業
3. 事業名：障害児通所支援事業所みらくる
①放課後等デイサービス 定員10名

II 支援の基本方針

- 1 利用者又は利用者の家族等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の意思決定や個別支援計画に基づく支援を行います。
- 2 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して支援します。
- 3 事業の実施に当っては、地域及び家庭との結び付きを重視し、利用者の関係する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、高齢福祉・医療・教育・保健サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 4 鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例に定める内容のほか関係法令等を遵守し、安心安全な環境の提供と健全な事業を実施します。

III 重点目標

- 1 権利擁護、意思決定支援(意思疎通・意思形成・意思表出・意志実現)や療育等の職員のスキル向上を図ります。
- 2 児童から高齢者までライフステージに合わせたサービス提供を行い、家族や関係機関との連絡を密にすることで信頼される事業所を目指すものとします。
- 3 利用者の年齢や状況に応じた健康管理を十分に行い、感染症の発生防止及び事故等の予防に努め安心安全な環境作り、質の高いサービスの提供を行います。
- 4 事業収入の向上に努め、安定した運営を目指します。
- 5 社会福祉充実残額を活用した施設整備を行い、利用者やその家族及び地域のニーズに応えます。

IV 事業計画

1. 職員の支援指導スキルの向上に努めます。
 - ・個人参加型の施設外研修や実習の活用
 - ・ICT化によるオンライン研修や情報共有の徹底(機会の少ない世話人さん達の充実)
 - ・他事業所との交流(研修・事例検討や課題解決)を行い、質の向上につなげる。
 - ・利用者(児童)・家族の思いを、しっかりと計画に移行できるように努力する。
2. 感染症対策：令和4年度に実施したコロナ対策を徹底して取り組みます。
 - ・毎日施設内の消毒・換気の継続
 - ・発生時に備える備品の備蓄(防護服・マスク・消毒液)
 - ・マスク着用・日々の検温管理
 - ・初動の適切な実行、有事への対応力
 - ・細やかに情報収集を行い、適切な対応が出来るように努力する
3. 安定した運営：サービス事業収益の黒字化を目指します。
 - ・グループホームの定員充足活動の実施(現在実員9名⇒10名)
 - ・放課後等デイサービスの年間利用数の前年比改善(アルバイトや非常勤を含めた職員の確保)
 - ・主任相談員、医療的ケア児・者コーディネーターの配置
 - ・精神障害・発達障害・医療的ケア児者・高齢者の専門職との連携強化
 - ・新しいサービスや事業の創出(医療、教育連携・地域生活援助等)
4. 施設整備：地域に開かれた拠点としての展開を行い、信頼される事業所を目指します。
 - ・遊びや運動を中心とした療育設備の整備と保護者間交流と地域交流の実施
 - ・自立支援協議会など町の福祉活動の中で主体的な参加を行い、With コロナ状況での地域貢献や地域生活支援拠点機能を導入し、町の為に活躍をする
 - ・学校や地域、関係機関との連携を積極的に図り、情報共有などから利用者の全ステージに貢献する